

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	松村 厚久
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年3月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ＤＤホールディングス
証券コード	3073
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場第一部

【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	松村 厚久
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ＤＤホールディングス 取締役 管理統括 樋口 康弘
電話番号	03-6858-6080

２【提出者（大量保有者）／２】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社松村屋
住所又は本店所在地	東京都港区芝４－１－２３ 三田ＮＮビル地下１階
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ＤＤホールディングス 取締役 管理統括 樋口 康弘
電話番号	03-6858-6080

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.22
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年1月29日
訂正箇所	以下項目に誤りがございましたので訂正いたします。 また、委任状に誤りがございましたので訂正いたします。

(訂正前)

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(６)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成27年10月27日にその保有する発行者株式を野村信託銀行株式会社に対する借入金の担保として300,000株を差し入れるため、野村信託銀行株式会社との間で担保契約を締結しております。

提出者は、平成28年6月7日にその保有する発行者株式を野村信託銀行株式会社に対する借入金の担保として500,000株を差し入れるため、野村信託銀行株式会社との間で担保契約を締結しております。

平成29年6月30日付けで、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、15,000株を取得しております。本契約により取得した株式は、平成29年6月30日から平成32年6月30日までの間、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません。

平成30年5月18日、野村信託銀行株式会社に差し入れしておりました担保800,000株を解除しております。

提出者は、令和3年1月29日付で、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）に対し、三井住友銀行の書面による事前承諾なく、提出者が保有する発行者の発行済み株式全て（5,153,900株）について、三井住友銀行以外への第三者への譲渡又は担保権の設定（若しくは設定の約束・合意）を行わない旨を約束する念書を差し入れております。

(訂正後)

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(６)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和3年1月29日付で、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）に対し、三井住友銀行の書面による事前承諾なく、提出者が保有する発行者の発行済み株式全て（5,153,900株）について、三井住友銀行以外への第三者への譲渡又は担保権の設定（若しくは設定の約束・合意）を行わない旨を約束する念書を差し入れております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、その保有する発行者株式を大和証券担保ローン株式会社（現：大和証券株式会社）に対する借入金の担保として616,800株（株式分割調整前2,056株）を差し入れるため、大和証券担保ローン株式会社（現：大和証券株式会社）との間で担保契約を締結しております。

提出者は、令和3年1月29日付けで、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）に対し、三井住友銀行の書面による事前承諾なく、提出者が保有する発行者の発行済み株式全て（1,488,000株）について、三井住友銀行以外への第三者への譲渡又は担保権の設定（若しくは設定の約束・合意）を行わない旨を約束する念書を差し入れております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、その保有する発行者株式を大和証券担保ローン株式会社（現：大和証券株式会社）に対する借入金の担保として1,243,200株を差し入れるため、大和証券担保ローン株式会社（現：大和証券株式会社）との間で担保契約を締結しております。

提出者は、令和3年1月29日付けで、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）に対し、三井住友銀行の書面による事前承諾なく、提出者が保有する発行者の発行済み株式全て（1,488,000株）について、三井住友銀行以外への第三者への譲渡又は担保権の設定（若しくは設定の約束・合意）を行わない旨を約束する念書を差し入れております。